

令和8年1月25日執行予定

## 琴浦町長選挙・琴浦町議会議員一般選挙

### 立候補予定者説明会

と き 令和7年12月18日（木）

町長選挙 午前10時00分～

町議会議員一般選挙 午後 1時30分～

ところ 琴浦町役場本庁舎防災会議室

1 開 会

2 町選挙管理委員会委員長あいさつ

3 説 明

- (1) 選挙運動に使用する通常はがきについて（日本郵便株式会社倉吉郵便局）
- (2) 選挙日程について
- (3) 候補者心得について
- (4) 各種届出書について
- (5) 供託金について
- (6) 選挙公営（公費負担）について
- (7) その他

お知らせ事項、個人演説会開催可能な公営施設

4 質 疑

5 閉 会

## 立候補予定者説明会配布資料一覧

名 称	部 数
1 立候補予定者説明会資料 ・ レジメ ・ 配布資料一覧 ・ 選挙日程について ・ 候補者心得について ・ 各種届出書一覧 ・ お知らせ事項 ・ 個人演説会開催可能な公営施設一覧 ・ インターネット選挙運動チラシ（総務省 HP より）	1
2 選挙郵便利用のご案内（郵便局資料）	1
3 立候補届出関係諸用紙【様式】	※ 1
4 立候補届出関係諸用紙【記載例】	※ 1
5 会計簿【記載例・様式】	※ 1
6 選挙公営（公費負担）の手引き	1
7 選挙公営（公費負担）関係諸用紙	※ 1
8 選挙公営（公費負担）に係る契約書様式	※ 1
9 選挙供託について（法務局資料）	※ 1
10 選挙公報掲載分原稿用紙（予備 1 枚含む）一式	※ 1

※ 3～5、7～10の資料は、立候補者予定者に1部配布しています。

日程2 令和8年1月25日執行予定の選挙日程について

1. 選挙名等

区分	選挙名	選挙長
町長	琴浦町長選挙	前田博司
議会議員	琴浦町議会議員一般選挙	

2. 選挙日程

日時	日程等	会場ほか
12月18日(木)	○立候補予定者説明会 町長：10:00～ 町議：13:30～	本庁舎防災会議室
1月8日(木) 9:00～15:00	○立候補届出関係書類事前審査 ・立候補届出関係書類の事前審査 ・選挙公報掲載原稿及び写真の提出 ・選挙公営に関する書類(届出書、申請書) ・ポスター掲示場位置図及び一覧表、通行規制箇所の配布	本庁舎防災会議室
1月20日(火) 8:30～17:00	○選挙期日の告示日【立候補届出日】 ・立候補届出(受理後に候補者物品等の交付) ・選挙事務所設置届出 ・出納責任者選任届出 ・報酬を支給する事務員等の届出 ・選挙立会人届出(1月22日(木)17:00まで) ・公営施設使用個人演説会開催申出受付(1月22日期限) ・立候補辞退届出期限(当日のみ17:00まで) ・選挙公報掲載申請期限 ・選挙運動用ビラ届出及びビラ証紙交付申請受付開始 ・新聞広告掲載証明書交付 ・選挙公営に関する書類(届出書、申請書)開始 ・選挙運動開始(立候補届出受理後) ・ポスター掲示開始 ○氏名表掲載順序を定めるくじを選管が執行 ○選挙公報の掲載順序を定めるくじを選管が執行	本庁舎防災会議室
1月21日(水)	○期日前投票開始(1月24日(土)まで 分庁舎：23、24日) ○不在者投票開始(1月24日(土)まで)	本庁舎第2会議室 分庁舎多目的ホール
1月22日(木)	○選挙立会人届出期限(17:00まで) 立会人選任くじ執行 ○公営施設使用個人演説会開始、申出期限 ○選挙公報配布開始	
1月23日(金)	○選挙公報配布完了予定	
1月24日(土)	○選挙運動最終日	
1月25日(日)	○投票日(7:00～19:00) ○開票及び選挙会(20:00～)	町内15投票所 分庁舎多目的ホール
1月26日(月) 9:00～	○当選人の告示、当選証書交付式 町長：9:00 町議：9:30 ○ポスター掲示場の撤去開始 ※貼付ポスターは選管が処分	本庁舎防災会議室
2月9日(月)	○収支報告書提出期限	

## ■ 1 立候補要件

- 1 選挙期日現在年齢満 25 年以上の者で日本国民であること（法 10）
- 2 被選挙権のある者は誰でも立候補できる（法 86 の 4）
- 3 立候補の禁止及び制限
  - (1) 同時に二つ以上の候補者になること。（重複立候補禁止）（法 87）
  - (2) 選挙事務に関する者（投票管理者・開票管理者・選挙長）（法 88）
  - (3) 国又は地方公共団体の公務員は、原則として在職のまま立候補することができない。ただし、任期満了による選挙の場合においては、議員又は長は在職中公職の候補者となることができる。（法 89、令 90）

## ■ 2 立候補届出等について

- 1 立候補届出期間：令和 8 年 1 月 20 日（火） 午前 8 時 30 分～午後 5 時（法 270）  
※午前 8 時 30 分までに到着された方は、くじで届出の順番を決定します。
- 2 立候補届出場所：役場本庁舎防災会議室
- 3 立候補届出書の記載（法 86 の 4、令 89）
  - ①候補者になろうとする本人（【1】本人届出による場合を確認）
  - ②候補者を推薦しようとする者（【2】推薦届出による場合を確認）
  - ③届出書の『氏名』は本名であること（戸籍に記載される戸籍名）
  - ④届出書の『本籍・住所及び生年月日』は正確に記載すること。年齢は 1 月 25 日現在を記載する。
  - ⑤本人・推薦による立候補届出の提出は、代理者による提出が可能。
  - ⑥届出に押印する印章を持参すること。立候補届の記載に不備があり訂正する場合、届出順番がきても印章を忘れると、立候補の届出が遅れることになるので注意すること。

### 【1】本人届出による場合

- ①選挙候補者届出書（本人届出）……………【用紙番号 1】
- ②供託証明書 ※法務局へ供託必要（供託額：町長 50 万円、議員 15 万円）
- ③宣誓書……………【用紙番号 4】
- ④宣誓書（自らの当選を目的とする旨の）【用紙番号 5】
- ⑤所属党派証明書（無所属の場合は不要）……………【用紙番号 7】
- ⑥戸籍謄本又は抄本 ※3ヶ月以内のものをいずれか 1 通
- ⑦通称認定申請書（通称を使用する場合）……………【用紙番号 6】  
※戸籍名に代わるものとして広く通用している呼称であることを証明する資料の提示が必要  
※戸籍名の漢字をその読みにしたがって、「ひらがな」、「カタカナ」にする場合も手続きが必要となりますが、呼称であることを証する資料の提示は不要

### 【2】推薦届出による場合

- ①選挙候補者届出書（推薦届出）……………【用紙番号 2】
- ②供託証明書 ※法務局へ供託必要（供託額：町長 50 万円、議員 15 万円）
- ③宣誓書……………【用紙番号 4】

- ④宣誓書(自らの当選を目的とする旨の)【用紙番号5】
- ⑤所属党派証明書(無所属の場合は不要)……【用紙番号7】
- ⑥戸籍謄本又は抄本 ※3ヶ月以内のものをいずれか1通
- ⑦通称認定申請書(通称を使用する場合)……【用紙番号6】  
※注意事項等は、上記「本人届出による場合⑥」と同じ
- ⑧候補者推薦届出承諾書……【用紙番号3】
- ⑨推薦届出者の選挙人名簿登録証明書  
※推薦届出者が2名以上の場合は、各人ごとに必要  
※あらかじめ町選挙管理委員会において交付を受けておくこと。

### ■ 3 立候補の辞退

- 1 立候補届出後に辞退する場合は、文書【用紙番号8】で選挙長に届出が必要(法86の4)
- 2 辞退をなし得る者は、候補者本人のみ(令89)
- 3 届出期間は告示日(1月20日、午前8時30分から午後5時)のみであり、その後は立候補を辞退することができない。(法270)

### ■ 4 立候補届出事項の異動

候補者届出事項に異動が生じた場合は、その旨を文書で選挙長に届出すること。(令89)

### ■ 5 選挙公報の申請について

選挙公報は、原稿用紙に掲載文を書きいただき、写真製版により印刷を行うため、以下の注意事項等を十分に確認すること。

#### 1 提出書類等

【1】選挙公報掲載申請書 1通……【用紙番号20】

①提出日：1月20日(火)午後5時まで ※告示日1日間

※なお、提出期限を過ぎると選挙公報を掲載できません。

【2】掲載文原稿(ビニール袋入) 1通

①提出日：1月8日(木) ※事前審査日

②原稿用紙は指定のものを使用し、用紙の折り曲げ厳禁

③公報を速やかに配布するために、あらかじめ印刷業者に原稿等を提出して、印刷準備を行う必要がありますので提出にご協力願います。

【3】写真 2葉

①提出日：1月8日(木) ※事前審査日

②写真の裏面に候補者氏名及び撮影年月日を記載。

③脱帽のうえ、正面から上半身を撮影した最近(3か月以内)のもの。

④大きさは手札型(縦12cm×横8cm)

#### 2 注意事項

①掲載文原稿をそのまま写真にとって選挙公報の大きさに拡大(町長)、縮小(町議)し印刷しますので、鮮明な原稿を提出してください。

②掲載文は、黒色の色素により明瞭に記載し、色の濃淡がないようにしてください。

- ③掲載文は、写真（提出の候補者写真を除く）、似顔絵及びこれに類するものは使用できません。
- ④他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、いやしくも選挙公報としての品位を損なう事のないようにしてください。
- ⑤原稿用紙の外枠及び右上の写真掲載枠に文字が係らないようにしてください。
- ⑥原稿用紙の青罫線は、掲載文の記載の便宜のために表示しているもので、印刷には表れません。
- ⑦提出された掲載文及び写真は、いかなる場合においても返還しません。
- ⑧掲載文の提出後の修正等は、期日経過後は修正や撤回はできません。

### 3 選挙公報掲載順序を定めるくじの執行

執行日：1月20日（火） 琴浦町役場総務課

町議会議員選挙 午後5時20分、 町長選挙 午後5時30分

## ■6 選挙運動用ビラについて

### 1 提出書類等

#### 【1】選挙運動用のビラ届出書……………【用紙番号21】

- ①ビラを配布する候補者は、事前審査日1月8日に「ビラ見本1枚」の提出をお願いします。
- ②選挙運動用のビラ届出書は、1月20日以降速やかに提出してください。
- ③『選挙運動用ビラ証紙』は、1月20日の立候補届受付後に交付します。

#### 【2】選挙運動用ビラの配布枚数等について

- ①配布枚数及び種類 町長：5,000枚（2種類以内）、町議：1,600枚（2種類以内）
- ②大きさ長さ29.7cm 幅21cm 以内（A4判以内）
- ③掲載できる内容は原則として制限なし（選挙名、候補者名、顔写真なども掲載可）
  - ※虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れる内容は不可。
  - ※配布する際には選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなくてはならない。
  - ※表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければならない。
  - ※色刷り、紙質についても制限なし。
- ④配布できる場所等
  - 候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場、街頭演説の場所、新聞折込み
- ⑤選挙運動用ビラの作成に要する経費は、公費負担制度の対象になります。

## ■7 立候補届出後の届出事項

届 出	届出期日等
選挙事務所設置届（異動を含む）	直ちに届出
出納責任者選任届（解任・職務代行等の異動を含む）	直ちに届出
選挙立会人の届	1月22日（木）午後5時まで
個人演説会開催申出書	開催しようとする日前2日までに届出 届出期限1月22日（木）午後5時まで
報酬を支給する者の届出書	直ちに届出
立候補届出事項の異動届	直ちに届出
立候補辞退届	1月20日（火）午後5時まで

## ■ 8 物品の交付

1～5の物品については、交付の迅速化等を図るため、名入れを廃止。ただし、候補者自らが氏名または通称を一に限り記載することは差し支えない。

番号	物品名	数量	備考
1	選挙運動用自動車表示板	1枚	冷却部前面に掲示
2	選挙運動用拡声機表示板	1枚	送話口下部に掲示
3	選挙運動用自動車乗車用腕章	4枚	選挙運動用自動車に乗車する者着用 (候補者、運転手1名を除く)
4	選挙運動員腕章	11枚	街頭演説に従事する者着用
5	選挙運動街頭演説標旗	1枚	街頭演説時掲示
6	候補者胸章	1個	
7	候補者タスキ	1本	
8	新聞広告掲載証明書	2枚	申請者のみ
9	通常葉書使用証明書	1枚	町長 2,500枚、町議 800枚
10	選挙運動用通常葉書差出票	町長 25枚 町議 8枚	1枚の差出票で100枚の差出
11	選挙運動用ビラ証紙	町長 5,000枚 町議 1,600枚	申請者のみ

## ■ 9 選挙運動について

### 1 選挙運動とは

「特定の選挙につき、特定の候補者を当選させる目的をもって、投票を得又は得させるために、直接または間接に行う必要かつ有利な諸般の行為」

- (ポイント)
- ・ 候補者の当選を得る目的を持っているということ
  - ・ 選挙が特定していること
  - ・ 当選を得るための行為であること
  - ・ 選挙人に対して行われるものであること

### 2 選挙運動の期間 (法 129)

- ・ 立候補届出が受理されてから原則として投票日の前日まで
- ・ 立候補届出が受理される前は事前運動として禁止される

### 3 事前運動の禁止

事前運動とは、立候補の届出前に選挙運動を行うことにあり、公職選挙法で禁止されている。

※一般的には事前運動とならないと考えられるもの

#### ◇立候補の準備行為

- ① 政党の公認を求める行為
- ② 立候補の瀬踏み行為 (意見交換・意識調査など) → 投票依頼の意思がまったくないものに限る
- ③ 選考会、推薦会の開催 → あらかじめ特定の人を決めて単に了承する場合は選挙運動に該当
- ④ 後援会の結成
- ⑤ 届出書類の作成、供託

#### ◇選挙運動の準備行為

- ① 選挙運動資金の調達
- ② 事務所、自動車、個人演説会場等の借入れの内交渉
- ③ 出納責任者、運動員、労務者等の雇用の内交渉
- ④ 立札、看板の作成、ポスター等の印刷
- ⑤ 選挙公報などの原稿作成
- ⑥ 演説会での応援演説出演の内交渉

ただし、こうした行為であっても、あわせて投票獲得の意思をもって行われるときは事前運動とみなされる。

### 4 選挙当日の選挙運動の禁止 (法 132・3)

選挙当日の選挙運動はできない。ただし、次の行為はできる。

- ① 選挙事務所の設置。ただし、投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以内に設置された選挙事務所は閉鎖しなければならない。閉鎖の場合も選挙事務所異動届【用紙番号10】が必要。
- ② 当日設置が認められる選挙事務所において、その表示のためにその場所でポスター、立札、看板の類を通じて3及びちょうちん1個を掲示すること。
- ③ 選挙運動の期間中適法に掲示された選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。(はがれていた場合の貼り直しは不可)

## 5 選挙運動のできない人

### 【1】選挙事務関係者（法 135）

投票管理者、選挙長 ※投票立会人、選挙立会人は制限なし

### 【2】特定の公務員（法 136）

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、徴税吏員等

### 【3】公務員等（国家公務員法、地方公務員法等）

一般職の国家公務員、地方教育公務員、地方公務員（役所の属する地方公共団体の区域）は禁止されている。

※会計年度任用職員についても地方公務員に位置づけられます。

### 【4】公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（法 136 の 2）

国若しくは地方公共団体等のすべての公務員は、職務上の組織や許認可等の権限を利用して選挙運動をしてはならない。

### 【5】公務員でない教育者の地位利用による選挙運動の禁止（法 137）

私立学校の長及び教員は、教育者としての地位を利用して選挙運動はできない。（一般の選挙運動はできる。）

### 【6】未成年者（法 137 の 2）

労務の提供は可能（単純かつ機械的労務のみ）

### 【7】選挙犯罪者等（法 137 の 3）

選挙又は政治資金にかかる犯罪により選挙権および被選挙権が停止されている者

## 6 選挙事務所

選挙事務所とは、選挙に際し、特定の候補者の選挙運動に関する事務を取り扱う、いっさいの場所的設備。

### 【1】設置者

候補者又は推薦届出者（複数の場合はその代表者）に限る。

### 【2】届出（法 130）

設置したとき又は異動したときは直ちに町選挙管理委員会に届出なければならない。

設置：【用紙番号 9】 異動：【用紙番号 1 0】

### 【3】事務所の数（法 131）

候補者 1 人につき 1 箇所（投票当日は、投票所を設けた場所の入口から 3 0 0 m 以外の区域に限り設置しておくことができる）

### 【4】移動制限（法 131）

1 日につき 1 回を超えて移動することができない。

### 【5】選挙事務所の表示（法 143）

- ・選挙事務所を表示するためのものに限る。
- ・選挙事務所の所在する場所で使用する。（事務所から離れた場所に掲示しないこと）

◇掲示できるもの

①ポスター、立札、看板の類（三角柱など立体的なものは不可）

（縦 350 cm 以内 横 100 cm 以内の規格で、これらの合計が 3 を超えてはいけない）

②ちょうちんの類（高さ 85 cm 以内 直径 45 cm 以内の規格で、1 個のみ）

## 【6】休憩所の設置禁止（法 133）

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることができない。

※ただし、演説会場における弁士の控え室、選挙事務所の一部に設けられた運動員のための休憩の場所等は休憩所に当たらない。

## 7 文書図画による選挙運動

### 【1】頒布できるもの

- ・選挙運動用通常葉書 町長 2, 500 枚 町議 800 枚
- ・選挙運動用ビラ 町長 5, 000 枚 町議 1, 600 枚 ※いずれも 2 種類以内

### 【2】掲示できるもの

- ・選挙事務所用ポスター、立札、ちょうちん、看板の類
- ・選挙運動用自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん、看板の類
- ・候補者が使用する胸章、腕章、タスキの類
- ・個人演説会場で演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん、看板の類
- ・選挙運動用ポスター

## 8 選挙運動用通常葉書（法 142、公職選挙郵便規則）

【1】枚数 町長 2, 500 枚 町議 800 枚

【2】交付及び売りさばき 立候補届出の際に選挙長から交付される「候補者用通常葉書使用証明書」を、選挙運動期間中に、倉吉郵便局に提示して葉書の交付を受け、「差出票」（1 枚で 100 通差出）を添えて発送すること。

### 【3】注意事項

- ①ポストに投函することはできず、選挙期日の前日に必着すること。
- ②通行人等に直接頒布するなど郵便によらず頒布することはできない。
- ③私製葉書を使用する場合は、手持ちの私製葉書を証明書及び差出票とともに日本郵便東伯支店に差し出す。（郵便局で選挙用の表示を行う。）
- ④選挙運動用通常ハガキの記載内容についての制限はない。ただし、その内容が犯罪を構成する場合は関係法令の処罰対象となる。
- ⑤選挙運動用の通常葉書は他人に譲り渡すことはできない。
- ⑥選挙期日後は使用できない。

## 9 選挙運動用ビラ

『■6 選挙運動用ビラ』を参照

## 10 選挙運動用ポスター（法 143）

【1】枚数 設置されたポスター掲示場ごとに候補者 1 人につき 1 枚  
町内 95 箇所設置予定

【2】規格 長さ 42cm、幅 40cm を超えてはならない。

【3】記載内容 原則として自由であるが、表面にポスターを使用する公職の候補者の氏名を選挙人に見やすいように記載しなければならない。また、掲示責任者と印刷者の氏名及び住所も必ず記載しなければならない。

【4】 掲示方法 立候補届出順位と同じ区画番号が表示されている掲示場の区画に貼る。

## 11 新聞広告（法 149）

新聞を利用する選挙運動は、法定の新聞広告のみで、これ以外は一切禁止

【1】 回数等 選挙運動期間中 2 回、広告掲載は選挙期日前日まで。

【2】 内容等 スペースは、横 9.6 cm、縦 2 段組以内。政見、経歴等内容は自由だが、色刷りはできない。

【3】 費用 費用は、候補者負担、選挙運動費用に加算される。

【4】 その他 選挙管理委員会が交付した「新聞広告掲載証明書【用紙番号 2 2】」を、希望する新聞社へ広告文の原稿とともに提出して申し込む。

## 12 インターネット（法 142 の 3～7）

【1】 ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、SNS など）

- ・電子メールアドレスの表示義務あり
- ・選挙当日もそのまま残しておけるが、更新は不可

【2】 電子メール

- ・候補者のみ送信可能
- ・送信先の同意が必要（不特定多数には送信できない）
- ・記録の保存義務（受信者からの同意の通知）

【3】 その他

- ・有料インターネット広告は禁止
- ・インターネットを利用した選挙期日後の挨拶行為は可能
- ・自己の名誉を侵害された候補者はプロバイダに対して申出を行う

## 13 言論による選挙運動

【1】 言論による選挙運動の概要

- ・禁止されているもの 放送施設の利用、候補者以外の者が開催する演説会、戸別訪問
- ・主な運動方法 個人演説会、街頭演説  
個々面接⇒路上でたまたま出会った知人や友人に投票を依頼すること  
（事前運動・投票日当日は禁止）  
電話による選挙運動（事前運動・投票日当日は禁止）

【2】 個人演説会（法 161～164 の 4、令 112）

候補者の政見の発表、選挙人に対する投票依頼などの選挙運動のために候補者自身が開催するもの

- ・開催回数 制限無し
- ・施設 ①公営施設で開催する場合
  - ・1 回に限り無料、1 回につき 5 時間以内
  - ・施設の利用状況の確認や予約は、各自で行うこと。
  - ・開催日 2 日前までに選挙管理委員会に立候補者が届出ること【用紙番号 1 7】②公営施設以外で開催する場合（個人所有の住宅・施設等）
  - ・所有者の承諾が必要、時間制限無し
  - ・選挙管理委員会へ届出の必要なし
- ・会場で掲示できる文書図画（法 143、令 110） ※掲示責任者の氏名住所の記載必要

- [会場内部] ①ポスター、立札、看板の類 ※いずれも規格、数に制限なし  
 ②ちょうちん：高さ85cm、直径45cm以内、内部外部通じて1個のみ  
 ③映写等の類

- [会場外部] ①ポスター、立札、看板の類 縦273cm 横73cm以内 通じて2個  
 ②ちょうちん：高さ85cm、直径45cm以内、内部外部通じて1個のみ

・個人演説会場内は、証紙を貼った選挙運動用ビラのみ頒布ができる（法142）

### 【3】街頭演説（法164の5～7）

建物や施設を使わないで、街頭やこれに類する場所（公園、空き地等）で不特定多数の人に対して行う演説

- ・演説方法
  - ①選挙管理委員会が交付した標旗を掲げて行うこと
  - ②移動してはいけない。必ずとどまって行うこと（歩きながら又は自動車で走りながらの「流し演説」は許されない。）
- ・運動員
 

その場で選挙運動に従事する者は15人を超えてはならず、選挙管理委員会が交付する腕章を着用しなければならない。
- ・禁止時間
 

午後8時から午前8時の間は、街頭演説してはならない。
- ・その他
 

学校や病院、診療所その他療養施設の周辺では静穏を保持する。  
 頒布できるビラは、証紙を貼った選挙運動用ビラのみ。

### 【4】その他言論による選挙運動

- ・個々面接
 

路上でたまたま出会った知人や、バスや電車の中で行き会った友人などに、投票を依頼する行為。  
 ※戸別訪問とならないように注意すること  
 ※投票日当日はできない。
- ・電話による選挙運動は可能。ただし、選挙運動期間のみであり、投票日当日はできない。

## 14 その他の選挙運動

### 【1】運動用拡声機、自動車の使用（法141、法143、令109の3）

公職の候補者は、自動車及び拡声機の使用をすることができる。

#### ①拡声機

- [1] 使用数 一そろい  
 ※一そろいとは、拡声装置を基準に、増幅装置、マイク、スピーカーの1セットのこと。演説会場で数個のスピーカーが設備されている場合、マイクが1個である限り拡声機1そろいとする。  
 ※個人演説会の会場で使用するための、別途一そろいが使用できる。

- [2] 表示 選挙管理委員会から交付された表示板を送話口の下部に取り付けること。

#### ②自動車

- [1] 使用数 1台  
 [2] 表示 選挙管理委員会から交付された表示板を前面の見やすいところに掲示すること。  
 [3] 車種等 乗車定員10人以下かつ車両総重量3.5トン未満の自動車を使用可能  
 [4] 乗車人数 候補者・運転者（1人に限る）を除き4人を超えてはならない。この4人の者は、選挙管理委員会が定める腕章を着用しなければならない。

### ③車上の選挙運動の禁止

[1] 走行中の自動車の上では選挙運動をすることができない。ただし、連呼行為は可能。

[2] 停止した車上で、選挙運動のための演説は可能

### ④自動車に掲示することができる文書図画

[1] 種類 ポスター・立札・ちょうちん及び看板の類

[2] 数量 ポスター・立札・看板の類の数は制限がない。ちょうちんは1個

[3] 規格 ポスター・立札・看板の類は、縦 273 cm・横 73 cm以内。

ちょうちんは高さ 85 cm・直径 45 cm以内。

[4] 記載内容 記載内容の制限はない。

[5] 掲示方法 選挙用自動車の外周にポスター・看板等の文書図画を掲示することは、公職選挙法上許されているが、その取付け方によっては道路交通法に違反する場合があるので、警察署に相談しておくことが適当。

[6] 掲示制限 設置物を含めた高さ・幅の制限を超える場合は、警察の許可が必要。

普通車 : 高さ 3.8m、車幅を超える場合

軽自動車 : 高さ 2.5m、車幅を超える場合

### ⑤選挙運動用自動車の使用申請【高さ・幅の制限を超える場合】

・申請場所 琴浦大山警察署交通課

・受付時間 平日 8:30~17:00 ※土日・祝日は不可

・提出物 申請書様式は警察署による ※申請書は2部(1部はコピー)

使用車両の車検証のコピー、運転者全員の(表・裏)免許証コピー

## 15 選挙運動のその他の行為の制限

### 【1】戸別訪問の禁止(法138)

・いかなる人も、選挙人の住居、会社、事務所、商店、工場などを戸別に訪れて、特定の候補者に対して投票を依頼したり、または投票しないように依頼することはできない。必ずしも家屋内に入らなくても、店先や軒下などであっても戸別訪問とみなされる。

・訪問先が不在、あるいは面会を断られても個別訪問とみなされる。

・選挙運動のため、演説会の開催や演説を行うことを戸別に告知する行為、特定の候補者の氏名や政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為も戸別訪問とみなされて禁止されている。

### 【2】署名運動の禁止(法138の2)

いかなる人も特定の候補者に対して投票を依頼したり、または投票しないように依頼する目的で、選挙人に対して署名を集めることはできない。

### 【3】人気投票の禁止(法138の3)

選挙に関し、公職につくべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表することはできない。

### 【4】飲食物の提供の禁止(法139・令129)

選挙運動に関して、どんな名目であっても飲食物を提供することはできない。陣中見舞いとして飲食物を届けることも違反となる。ただし、次の場合は提供することができる。

①湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子(せんべい、まんじゅうなど、いわゆるお茶請け程度)

②選挙運動員、事務員、車上運動員、労務者に提供する弁当(1食1,500円、1日4,500)

円、合計 2 2 5 食まで)

※労務者に弁当を提供した場合は、報酬から弁当代を差し引かなくてはならない。

**【5】 氣勢を張る行為の禁止 (法 140)**

何人も選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることができない。

**【6】 連呼行為の禁止 (法 140 の 2)**

選挙のために連呼行為をすることは原則として禁止されている。ただし、次の場合は連呼行為ができる。

①演説会場、街頭演説会場、演説の場所

②選挙運動用自動車の上においてする場合 (午前 8 時から午後 8 時まで)

ただし、学校・医療機関・その他療養施設の周辺では静穏を保持するよう努めなければならない。

**■ 10 選挙終了後の問題**

1 当選人の失格 (法 104)

【1】 被選挙権を失ったもの

【2】 その地方公共団体に対し請負関係にあるものも、当選の知らせを受けてから 5 日以内に、選挙管理委員会に請負関係を持たなくなった旨の届出をしなければ当選を失う。

2 あいさつ行為の制限 (法 178)

選挙の期日後有権者に対して、当選又は落選に関しあいさつする目的で下記の行為をすることはできない。

【1】 有権者に対して戸別訪問をすること

【2】 文書図画を頒布し、または掲示すること※ただし、自筆の信書及び有権者からもらった当選の祝辞等の返信は自筆でも印刷でも差し支えない。選挙人に挨拶する目的をもってインターネット等を利用する方法により文書図画を頒布することができる。

【3】 新聞、雑誌などを利用すること

【4】 放送設備を利用して放送すること

【5】 当選祝賀会その他の集会を開催すること

【6】 自動車を連ね、又は隊伍を組んで往来するなど、氣勢をあげること

【7】 当選したお礼に当選人の氏名、又は政党、政治団体の名称を言い歩くこと

### 3 供託物の取扱い（法 93）

#### ◇供託物の返還

供託物の没収点以上の得票があれば、供託物は返還される。

※選挙管理委員会から供託書と供託物の没収点以上の票を得たことの供託原因消滅証明書の交付を受けて供託先に提出する。

※供託原因消滅証明書は 2 月 1 0 日（火）以降に発行

【町長選挙】 供託物没収点 = 有効投票総数  $\times$  1 / 1 0

【町議選挙】 供託物没収点 = 有効投票総数  $\div$  1 6（議員定数）  $\times$  1 / 1 0

## ■ 1.1 選挙運動費用について

### 1 選挙費用の制限

選挙管理委員会が告示をした金額を超えてはならない。※今回の選挙費用の限度額は1月20日に告示

◇選挙運動費用の法定制限額（最高費用額）（法 194, 196, 令 127）

[町長選挙] 告示日の名簿登録者数×人数割額（110円）＋固定額（130万円）

[町議選挙] 告示日の名簿登録者数÷議員定数×人数割額（1,120円）＋固定額（90万円）

[参 考] R7.12.1 名簿登録者数 13,125人、議員定数 16人

町長選挙 13,125人×110円＋1,300,000円≒2,743,800円（100円未満は100円）

町議選挙 13,125人÷16×1,120円＋900,000円≒1,818,800円（100円未満は100円）

**※法定制限額を超えて支出した場合、当選が無効になります。**

### 2 実費弁償、報酬の支給

#### 【1】選挙管理委員会で定めた実費弁償、報酬の額

◇選挙運動従事者に支給することができる報酬等の額について

##### 1 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- ニ 宿泊料 （食料2食分を含む。） 1夜につき23,000円
- ホ 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円
- ヘ 茶菓料 1日につき1,000円

##### 2 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

- イ 基本日額 10,000円以内
- ロ 超過勤務手当 1日につき5,000円以内

##### 3 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号イ、ロ及びハに掲げる額
- ロ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき20,000円

##### 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額

- イ 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円以内
- ロ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき20,000円以内

#### 【2】報酬を支給できる者の数

◇候補者1人について、各選挙以下に掲げる数

[町長選挙] 1日につき9人まで（使用できる期間を通じて45人）

[町議選挙] 1日につき7人まで（使用できる期間を通じて35人）

#### 【3】報酬を支給する運動員の届出……………【用紙番号19】

報酬を支給する選挙運動事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者の届出書により選挙運動員に報酬を支給する前に選挙管理委員会に届出をしてください。

#### 【4】報酬を支給できる期間

立候補届出後、報酬を支給する選挙運動員を選挙管理委員会に届け出たときから選挙の期日の前日（1月24日）まで

### 3 選挙運動に関する収入、支出及び寄附

#### 【1】選挙運動に関する収入（法179第1項）

- ・ 金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいう。
- ・ 金銭の収受だけでなく、物品その他財産的価値のある物の収受又はそれらのものを利用する利益の享受なども収入になる。（自動車や選挙事務所に使う家屋などを無料で借りたときは、その借料に相当するものが収入（寄附）になる。）
- ・ 金銭や財産上の利益を実際に収受した場合だけでなく、その収受の承諾または約束だけでも収入になる。

#### 【2】選挙運動に関する寄附（法179第2項）

- ・ 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの
- ・ 収入の一種であるが、寄附については寄附者を明確にし、寄附による運動資金の財源を有権者に公開される。
- ・ 寄附には禁止されているものがある。

#### 【3】選挙運動に関する支出（法179第3項）

- ・ 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。
- ・ 立候補又は選挙運動の準備行為は、選挙運動に含まれないが、選挙運動に関するものとされるから、これに要した費用は「支出」に計上しなければならない。
- ・ 支出には金銭の支出だけでなく、財産上の利益の消費も含まれる。
- ・ 選挙公営により、ポスター作成、ビラ作成した場合も、公営対象となった費用も「支出」に含まれる。※自動車借上は「支出」の算入対象外
- ※【1】～【3】下線部の「金銭、物品その他の財産上の利益」には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものも含む。

### 4 出納責任者………【用紙番号13】による届出必要

候補者の選挙運動の費用の収支について、一切の責任を負う。費用面について全面的な責任と権限を持つ。

その選任届があった後でなければ、どのような名目であっても、候補者の寄附を受け、又は支出することができない。（法184）

#### 【1】出納責任者の選任（法180）

候補者は出納責任者1人を選任しなければならない。

- ・ 候補者自身が出納責任者になることもできる。
- ・ 推薦届出者（2人以上のときはその代表者）が候補者の承諾を得て出納責任者を選任あるいは、自らなることもできる。

#### 【2】出納責任者の職務

- ・ 選挙運動に関する支出は、原則として出納責任者でなければ支出することができない。
- ・ 会計帳簿（収入簿と支出簿）を備え、選挙運動に関するすべての寄付及びその他の収入並びに支出

を記載すること。【用紙番号 2 5】

- ・ 寄付をした者については氏名・住所・職業・金額・寄付年月日を記入すること。
- ・ 選挙運動に関するすべての支出について、領収書その他支出を証すべき書面を徴すること。
- ・ 選挙運動に関するすべての収入及び支出の報告書の提出。【用紙番号 2 6】  
※報告書の提出期限は、選挙期日から 15 日以内 (2月9日(月)午後5時までに提出)
- ※上記の精算届出後の収入・支出については、その都度生じてから7日以内
- ・ 寄付の明細書を受領すること。
- ・ 会計帳簿・明細書・その他関係書類は提出の必要はないが、保存すること。
- ・ 保存期間は報告書提出の日から 3 年間

### 【3】 会計帳簿の記載 (法 185) …… 【用紙番号 2 5】

◇収入簿…寄附その他の収入のすべてを記入する。

- ①債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受は、その債務または利益を時価に見積もった金額を記入
- ②「寄附及びその他の収入」が金銭以外のものであるとき、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積もりの根拠」欄にその員数、金額、見積もりの根拠等を記入
- ③寄附のうち、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束」によるものは、「約束の日」現在で記載し、その旨並びに履行の有無、年月日等を「備考」欄に記入
- ④「種別」欄は「寄附金」と「その他の収入」のいずれかを記入

◇支出簿…選挙運動に関するすべての支出を下記 10 項目にあてはめ月日順に記載する。

- ①人件費 労務者、事務員、車上等運動員 (うぐいす嬢)、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬  
※支給限度額あり
- ②家屋費 事務所、電話架設費、備品等の借上げ料
- ③通信費 電話、郵送料等
- ④交通費 運動員、事務員、労務者の実費弁償 ※候補者自身のものは含まれない。
- ⑤印刷費 ポスター、ビラ、葉書等
- ⑥広告費 立札、看板、ちょうちん、タスキ及び拡声機などの費用
- ⑦文具費 筆記用具等の消耗品代
- ⑧食糧費 選挙事務所で提供する湯茶、菓子、弁当等 ※弁当には限度額あり
- ⑨休泊費 休憩、宿泊料 ※宿泊には限度額あり
- ⑩雑費 ガス代、電気代、水道料等

### 【4】 選挙運動費用に算入されないもの

- ・ 供託金
- ・ 候補者自身が乗用する自動車、船、馬車等のためにかかった費用
- ・ 選挙期日後に、選挙の残務整理のためにかかった費用
- ・ 選挙運動に関し支払う国または地方公共団体の租税又は手数料
- ・ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するためにかかった費用  
(借上料、ガソリン代、オイル代、修理料など)

## 5 寄付の禁止

### 【1】町の議会の議員及び長の選挙に寄附をしてはならない者

- ・町と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者
- ・会社その他の法人が融資を受けているとき、その融資を行っている金融機関が、その融資について、町から利子補給金の決定を受けているときは、その融資を受けている会社その他の法人

### 【2】町の議会の議員及び長の選挙にかかる公職の候補者又はこれらの者を推薦し、支持し、または反対する政治団体への政治活動に関する寄附が禁止されている者

- ・町から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付決定を受けた会社その他の法人
- ・町から資本金、基本金その他これに準ずるものの全部または一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人

### 【3】候補者等の寄附の禁止（法 199 の 2）

候補者または候補者となろうとする者は、選挙に関する否にかかわらずその選挙区内にある者に対し寄附することができない。ただし次の場合は除かれる。

- ・政党その他の政治団体もしくはその支部に対してする場合（その候補者の後援団体に対しては一定期間禁止される。）
- ・親族（六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族）に対してする場合
- ・専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会、その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする場合（ただし、食事、食料の提供は禁止）

※候補者が禁止されている寄附をし、これにより刑罰が科せられると、候補者等は原則として一定期間、選挙権・被選挙権を停止されることになる。そして現に公職にある者が被選挙権を停止されるとその身分を失う。

### 【4】候補者等に対する寄附の禁止（政治資金規正法 21 の 2）

- ・会社、労働組合等の団体の候補者個人に対する寄附の禁止（候補者は資金管理団体を指定しないと、会社・団体から寄附を受けることができない）
- ・政党、政治団体、個人からのものに限って認められ、政党からのものは別として、選挙運動に関するもの以外金銭等による寄附は禁止

### 【5】寄附の勧誘、要求の禁止（法 199 の 2）

何人も候補者に対し、その選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、または要求してはならない。

### 【6】候補者等が関係する会社等の寄附の禁止（法 199 の 3）

候補者または候補者になろうとする者、あるいは現に公職にある者が、その役職員または構成員である会社その他の法人または団体は、その選挙区内にある者に対し、どのような名目であってもこれらの者の氏名を表示し、またこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。

### 【7】候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止（法 199 の 4）

候補者または候補者になろうとする者、あるいは現に公職にある者の氏名が表示され、またはその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人または団体は、その選挙に関し、選挙区内にある者に対し、どのような名目であっても寄附をしてはならない。

### 【8】後援団体に関する寄附の禁止（法 199 の 5）

- ・次にあげる一定期間、どのような名目であっても、選挙区内にある者に対して寄附をすることは禁止される。

①任期満了による選挙の場合任期満了前 90 日にあたる日からその選挙期日まで

②任期満了による以外の場合選挙期日前 90 日にあたる日から選挙期日まで

- ・何人も、後援団体の総会その他の集会または後援団体が行う見学、旅行その他の行事では、上記の期間中その選挙区内にある者に対し、供応接待をしたり、金銭または記念品その他の物品を供与したりすることは禁止される。
- ・候補者または候補者になろうとする者は、上記の期間中自分の後援団体（資金管理団体を除く）に対して、寄附をすることは禁止される。

**【9】匿名の寄附の禁止（政治資金規制法 22 の 6）**

何人も、本人以外の名義または匿名で政治活動（選挙運動を含む）に関する寄附をすることは禁止されている。

**※政治資金管理団体**

候補者等のために政治資金の拠出を受け候補者等の政治資金を取り扱う団体として、候補者自らが代表となり、かつ指定して選挙管理委員会に届け出た政治団体をいい、候補者 1 人につき 1 団体に限られる。

# 各 種 届 出 書

届出書類の名称	注 意 事 項
1. 候補者届出書 (本人届出) <b>【用紙番号1】</b>	1 1月20日(火)午後5時までに町選挙管理委員会に持参する 2 添付書類 ・供託証明書(供託の額:町長50万円、町議15万円。法務局へ供託) ・宣誓書 <b>【用紙番号4】</b> ・宣誓書(自らの当選を目的とする旨の) <b>【用紙番号5】</b> ・政党に所属しているときは所属党派証明書 <b>【用紙番号7】</b> ・戸籍謄本又は抄本 1通(最近のもの、3ヶ月以内) ・通称認定申請書 <b>【用紙番号6】</b>
2. 候補者届出書 (推薦届出) <b>【用紙番号2】</b>	1 1月20日(火)午後5時までに町選挙管理委員会に持参する 2 添付書類 ・候補者の承諾書 <b>【用紙番号3】</b> ・推薦人全員の選挙人名簿登録証明書 <b>【用紙番号18】</b> ・供託証明書(供託の額:町長50万円、町議15万円。法務局へ供託) ・宣誓書 <b>【用紙番号4】</b> ・宣誓書(自らの当選を目的とする旨の) <b>【用紙番号5】</b> ・候補者が政党に所属しているときは所属党派証明書 <b>【用紙番号7】</b> ・候補者の戸籍謄本又は抄本 1通(最近のもの、3ヶ月以内) ・通称認定申請書 <b>【用紙番号6】</b>
3. 通称認定申請書 <b>【用紙番号6】</b>	1 この申請書は、候補者届出書と同時に提出する。 2 その際には、当該通称が本名に代わるものとして、ひろく通用しているものであることを証明し、かつそのことを証明する資料を提出する。漢字を「ひらがな」「カタカナ」にする場合は、資料の提出は不要。 3 申請書が受理されると、選挙長が認定書を交付する。 4 通称が認定されると、以下の事項には本名に代えて通称が使用される。 ・候補者届出の告示           ・新聞広告 ・選挙公報                    ・投票記載所等の氏名等の掲示
4. 候補者辞退届 <b>【用紙番号8】</b>	1 1月20日(火)午後5時までに選挙長に提出する 2 前記1の日時が経過した後は辞退できない
5. 選挙事務所設置届 <b>【用紙番号9】</b>	1 選挙事務所を設置したときは直ちに町選挙管理委員会へ届出 2 設置者が推薦届出者の場合は、以下の書類を添付 ・候補者の承諾書 <b>【用紙番号11】</b> ・推薦届出者が複数の場合は推薦届出者代表者証明書 <b>【用紙番号12】</b> も必要 (代表者が届け出ることとなるため) 3 事務所を異動したときは、前記1の例により選挙事務所異動届 <b>【用紙番号10】</b> を提出する
6. 出納責任者届出書 <b>【用紙番号13】</b>	1 5. 選挙事務所設置届の場合と同様である 2 出納責任者に異動が生じたとき、職務代行者を置いたとき又は廃止したときはそれぞれ届け出る <b>【用紙番号14】</b>

7. 開票（選挙）立会人となるべき者の届出書 【用紙番号15】	1 開票及び選挙会の立会人を届け出るもの 2 1月22日（木）午後5時までに承諾書【用紙番号16】を添えて町選挙管理委員会へ提出
8. 個人演説会開催申出書 【用紙番号17】	1 個人演説会をすることのできる公営施設で個人演説会を開催する場合に提出する。 2 開催日2日前までに町選挙管理委員会に申出 (実質的には1月20日～22日の間)
9. 報酬を支給する者の届出書 【用紙番号19】	1 報酬を支払う選挙運動のために使用する事務員、車上運動員（ウグイス嬢など）、手話通訳者、要約筆記者をあらかじめ選挙管理委員会に届け出るもの 2 人員については次のとおり（異なる者を届出できる。） 【町長選挙】 1日につき9人以内で選挙運動期間中、総計45人以内に限る 【町議選挙】 1日につき7人以内で選挙運動期間中、総計35人以内に限る
10. 選挙公報掲載申請書 【用紙番号20】	1 1月8日（木）事前審査の際に提出する。 2 添付書類 ・掲載文 1枚 ・写真 2葉 ※届出3ヵ月以内に撮影したもの。無帽、正面向き、上半身の手札型 ※写真の裏面に候補者氏名及び撮影年月日を記載
11. 選挙運動用のビラ届出書 【用紙番号21】	1 選挙運動用ビラは、以下の条件で告示後に配布できる。 ・配布枚数及び種類（2種類以内） 【町長】5,000枚 【町議】1,600枚 ・大きさ……長さ29.7cm、幅21cm以内（A4判以内） ・掲載内容……原則として制限なし ただし、表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載 2 頒布しようとするときは、町選挙管理委員会に届出書を提出し証紙の交付を受ける。
12. 新聞広告掲載証明書 【用紙番号22】	1 新聞広告の文案と一緒に新聞社に提出する 2 広告は大きさ横9.6cm、縦2段組以内、色は白黒、掲載位置は記事下 (公選規則19)
13. 通常葉書使用証明書 【用紙番号23】	1 郵便局から葉書の交付を受けるとき一緒に郵便局に提出する
14. 選挙郵便物差出票 【用紙番号24】	1 選挙葉書を差し出すとき郵便局の窓口に添えて提出する
15. 会計帳簿の様式 【用紙番号25】	1 出納責任者は、この様式に従って会計簿をつけること。
16. 選挙運動費用収支報告書 【用紙番号26-1】	1 出納責任者は、2月9日（月）までに支出の領収書の写しを添えて町選挙管理委員会に提出する。

17. 領収書を徴しがたい事情があった支出の明細書【用紙番号26-2】	1 14. 選挙運動費用収支報告書を提出する際に領収書の写しを添付できないものについては、これを提出すること。
-------------------------------------	---

# 立候補を予定されている方へのお知らせ事項

## 1 公設ポスター掲示場へのポスター掲示方法及び撤去について

琴浦町長・町議会議員選挙に使用する公設ポスター掲示場は、金属画鋸が刺さりにくい素材を使用しています。

このため、掲示場にポスターを掲示される際は、**金属性の画鋸の使用を避けていただき、両面粘着テープ貼りの方法**で行っていただきますようお願いいたします。また、粘着テープで貼り付けたポスターは非常に剥がしにくいため、公設ポスター掲示場に掲示されたポスターは、はがさずにそのままかまいません。公設ポスター掲示場は、委託業者が選挙期日以降すみやかに撤去いたします。

## 2 立候補届出・報告様式のデータ配布について

立候補予定者説明会開催時にお渡しした各種届出書・報告書について、町ホームページにおいてもワードファイル・PDF ファイルを掲載します。

## 3 道路の通行規制について

選挙期間中に道路の車両通行止めとなる又は予定の区間があります。地図をお配りしますので、ご確認ください。(片側交互通行規制は除いています。)

## 4 選挙郵便に関する問い合わせについて

選挙郵便のことに関するお問い合わせは以下までお願いします。

倉吉郵便局

対応時間 平日の午前9時～午後5時

連絡先 電話 0570-943-669

## 個人演説会開催可能な公営施設一覧

施設名	住所	電話番号
琴浦町生涯学習センター(まなびタウンとうはく)	徳万266-5	52-1111
琴浦町東伯文化センター	下伊勢355-5	52-2773
琴浦町赤碕文化センター	出上230-1	55-0741
東伯中学校	徳万236	52-2326
赤碕中学校	赤碕1922-1	55-0002
八橋小学校	八橋705	52-2950
浦安小学校	下伊勢504-1	52-2404
聖郷小学校	鋤529	52-3016
赤碕小学校	赤碕264	55-0506
船上小学校	佐崎16	55-0601
八橋地区公民館	八橋239-13	52-2564
浦安地区公民館	浦安152-3	52-2796
下郷地区公民館	鋤517	53-1886
上郷地区公民館	大杉547	52-3066
古布庄地区公民館	古長186-1	57-2004
赤碕地区公民館	赤碕1547-5	55-2149
成美地区公民館	出上131-1	55-2316
安田地域交流センター(安田地区公民館)	籠津318	55-1848
以西地区公民館	宮木207	55-7550

※施設の予約は各自でお願いします。

# インターネットを使った選挙運動が出来るようになりました。

(注)国政選挙及び地方選挙について適用されます。

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

(注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。

- ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
- ・未成年者等は選挙運動をすることができません。

有権者

このたびの選挙では、  
〇〇さんを  
当選させよう。



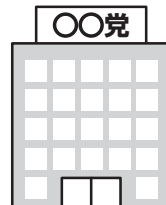
候補者

私に清き  
一票を!



政党等

〇〇党へ  
投票して  
ください!



電子メール

△△花子<△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では  
是非〇〇さんを  
当選させましょう。

**有権者が、電子メールで  
選挙運動を行うことは禁止。**

ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等)  
動画共有サービス・動画中継サイト等



△△ 花子 <△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では  
是非〇〇さんを  
当選させましょう。



〇〇 太郎 <〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に  
出馬しました〇〇 太郎です。  
清き一票を、お願いします。

**※電子メールアドレス等の表示義務**

(注)・電子メールアドレス等とは、電子メールその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、具体的には、返信用フォームのURLやツイッターのユーザー名などが含まれます。

・電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)以外の通信方式を用いて、SNSのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」に含まれます。

電子メール

〇〇太郎<〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に  
出馬しました〇〇太郎です。  
~~~~~。  
~~~~~。  
清き一票を、お願いします。

**※氏名、電子メールアドレス  
等の表示義務**

**※一定の記録の保存義務**

自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。



**有権者**

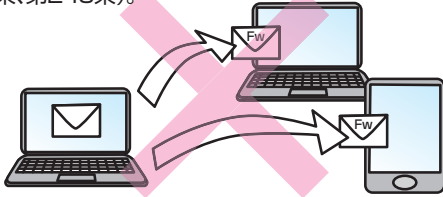
※本資料は概要であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。 ネット選挙運動総務省 検索

# これらの禁止行為は処罰の対象となります！

## 選挙運動の方法等に関する規制(例)

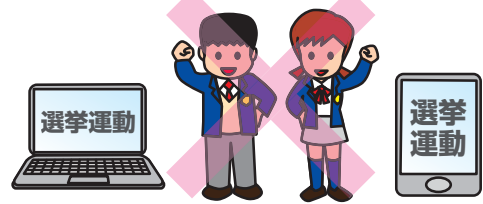
### 有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



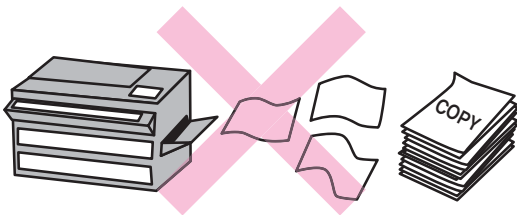
### 未成年の選挙運動は禁止されています！

年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



### HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



### 選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



## 誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



### 候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



### 氏名等を偽って通信してはいけません！

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



### 悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



### 候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注) プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)